

令和5年度



(一社)千葉県子ども会育成連合会

<連絡先>

〒260-0001

千葉市中央区都町2-1-12 千葉県都町合同庁舎内

TEL:043-310-6357 FAX:043-310-6358

<http://www.kodomo-kai.or.jp/chiba/>

市町村子連へのお問い合わせは

子ども会は、子どもたちに生きる力を身につけられるよう、
体験を通して感動を共有し、輝く夢を育む活動を行なっています。

子ども会の活動、取り組み

☆仲間遊び ☆エコ活動 ☆緑化運動 ☆スポーツ活動 ☆慰問・訪問活動

☆食育活動 ☆生活習慣向上運動 ☆伝承芸能活動 ☆募金活動



子ども会に加入するには、市町村子連等を通じて、千葉県子ども会連合会に加入すれば
活動中のケガや事故に備えた全国子ども会安全共済会などの対象になります。

【全国子ども会安全共済会】

☆子ども会活動中に会員本人が負ったケガや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。詳しくは裏面へ。

【賠償責任保険】

☆子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えた場合、もしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。

詳しくは全国子ども会連合会HPへ。

千葉県子ども会育成連合会 加入時期によらず 年会費1人 **300 円**

内訳	4月から9月に加入	10月以降に加入
①全国子ども会安全共済掛金	50円	40円
②全国子ども会連合会運営費（子ども会賠償保険料を含む）	20円	20円
③千葉県子ども会育成連合会運営費 (各事業・安全教育・安全共済及び賠償責任保険事務・諸費用等)	230円	240円

□10月以降の①安全共済掛金は10円減額になりますが、千葉県子ども会育成連合会ではその都度処理を要することで、事務手数料などの費用が発生するので③運営費が10円増額となります。このため、千葉県子ども会育成連合会年会費は加入時期によらず300円です。

□加入書類などは、全国子ども会連合会のHPからダウンロードできます。また、インターネット
加入ができる場合もありますので、ぜひ市町村子連にご確認ください。



自転車保険も取り扱っております。お申し込み、または詳細に関しまして、全国子ども会連合会
HPをご確認ください。

全国子ども会連合会



全国子ども会安全共済会のご案内

—令和5年度—

ご加入の前に必ずお読みください（共済約款ほか抜粋）

この共済は、被共済者が共済期間中に子ども会活動中に被った傷害又は疾病について、共済約款の規定に従い共済金をお支払いするものです。

1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- (1) 次のいずれかによる活動を子ども会活動という
 - ①子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（18歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動
 - ②子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
 - ③子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- (2) 前項の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2. 共済期間の制限

令和5年4月1日0時より令和6年3月31日24時までの一年間
期間の途中から加入の場合は、加入手続きが完了した日の翌日0時から令和6年3月31日24時まで。

3. 共済契約者の範囲

- ①全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織の代表者
- ②都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織がない場合は、都道府県（指定都市）子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者
- ③全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村（区）子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者
- ④全国子ども会連合会および全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連の事務局代表者

4. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県（指定都市）子連に所属する者。
(0歳から加入可。加入年齢制限なし。4/1現在3歳以下の者が加入する場合は、保護者、祖父母又は親族（18歳以上）の加入が必要)

5. 共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者1名年額50円（10月1日以降の加入は40円）。

共済掛金のほかに全国子ども会連合会運営費と都道府県（指定都市）子連運営費が必要になります。

6. 共済金額

- (1) 死亡共済金 600万円
- (2) 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて7万円～600万円
- (3) 医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%
(支払限度額50万円)

7. 加入手続き（4月1日加入の場合）（期間の途中から加入也可）

共済契約者は、都道府県（指定都市）子連あてに以下の手続きを完了すること。

- ①令和5年3月31日までに共済契約申込書を提出する。
- ②令和5年4月1日より5月31日までの間に指定の金融機関に共済掛金を振り込む。
- ③令和5年4月1日より5月31日までの間に加入者名簿、年間行事計画書を提出する。

8. 万一事故が発生した場合

（1）事故の通知

被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県（指定都市）子連に通知すること。

（2）共済金の請求

- ①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができる。
 - (ア) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - (イ) 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - (ウ) 医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出すること。

本ご案内は、「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しておりますが、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規程をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

公益社団法人
全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14 全国子ども会ビル
TEL 03-5319-1741（代） FAX 03-5319-1744
<http://www.kodomo-kai.or.jp>
E-mail zenkoren@kodomo-kai.or.jp